

# 「宇治橋断碑」銘文攷 ―第一行を中心として―

仲谷 健太郎

---

## Abstract:

**Consideration of the inscriptions of “Broken stele in Uji Bridge”.**

### **The first volume**

“Broken stele in Uji Bridge” (known as “Uji-Bashi danpi”) estimated to be constructed in about the 7th century is the oldest stele in Japan, and has the inscriptions composed of 24 phrases formed with one part of four characters. Conventionally, “Broken stele in Uji Bridge” is interpreted as the inscriptions of praising the achievement and researched on its historical significance. On the other hand, it is indicated that the stele is written in verse, but there are very little previous work about the inscriptions from the perspective of literary study.

Through the analysis of expression of the inscriptions on “Broken stele in Uji Bridge”, this article contributes to considering about its expressiveness as an early Japanese verse, and influence of Chinese literature written in the same period. Mainly, this article discusses phonetic rules and interpretation of the words in the first line of the inscriptions and reveals its metrical property.

---

## 要旨:

「宇治橋断碑」は七世紀前後に作成されたとされるわが国最古級の石碑であり、そこには四字体の銘文が全二十四句・九十六字にわたり刻まれている。従来それは架橋の称徳を記したものと解され、その内容の史実性が論点とされてきた。しかし、一方では韻文的性格を持つことが指摘されているものの、これまでその銘文を文学研究的な視点から考察する論は僅少であった。

本稿はこの「宇治橋断碑」銘文の表現分析を通し、上代の韻文としての表現性や、中国文学からの影響を考察することを目的とする。主に銘文の音韻規則と第一行の語釈、及び本文確定について論じ、銘文の韻文的性質を明らかにした。そして第一行は川に関連する中国文学の各表現を踏まえて構成されており、上代における称徳文の表現性の一端を看取できるものと結論付けた。

## キーワード:

宇治橋断碑 上代文学 金石文

Broken stele in Uji Bridge early Japanese literature Japanese ancient inscription

## 一、はじめに

我が国において上代に作成され、今も遺存する石碑の一つとして、京都府宇治市の橋寺放生院の境内にある「宇治橋断碑」が挙げられる。宇治橋架橋の由来が示され、大化二年の紀年を持ち、諸説あるものの七世紀に作成されたとされる国内最古級の石碑である。

当該石碑の発見や復元、様式などについては、後述の先論に詳述されているため、ここでは概観に留める。現状の石碑のうち、残存する原碑部分は、高さ約四十五センチメートル、幅約三十センチメートル。原碑の首部にあたり、全体の三分の一程度とみられる。それ以下の亡失部分は寛政五年に諸資料所引文を元に復元、補字された。表面に全二十四句・九十六字からなる四言体銘文があり、刻字は八句ごとに改行、三行にわたり、外周と行間には罫線が引かれる。原碑部分には破断境界部分の損傷したものを含め、全二十七字が残される。

魚住和晃氏『「書」と漢字』（二〇一〇年、講談社学術文庫）は、「宇治橋断碑」銘文（以下、「当該銘文」）が朝鮮系統の文化を経由した「北魏の楷書の風格で書かれたもの」であり、上野三碑や那須国造碑などその書法を同じくすること、そして造立が大化二年を大きくは下らないことを指摘する。また、「この碑文で最も問題となるのはその造橋者についてである」（黛弘道氏による解説文、『書の日本史 第一巻 飛鳥／奈良』一九七五年、平凡社）と指摘されるように、宇治橋の架橋者<sup>(1)</sup>について、当該銘文と史書との比較検討も行われている。これらをはじめ、「宇治橋断碑」の研究において主に俎上に載せられるのは、造立年代や碑文の史実性である。

「宇治橋断碑」の歴史資料的性質の分析は、いうまでもなく不可欠である。しかし一方では、「四言の句をならべ仏教的な内容をもつ韻文的なもの」（小島憲之氏による解説文、『図説日本文化大系 第2巻 飛鳥時代』一九五七年、小学館）と、当該銘文が一定の文芸性を持つ可能性が指摘されている。ゆえに、当該銘文を上代文献の一つと位置付け分析し、その文字列自身の表現基盤を考察することもまた重要である。さらに韻文的性格を持つ可能性があるのならば、同時代の韻文作品との比較から、当該銘文の韻文としての定位を図る必要があるだろう。しかし、そうした文学研究

的観点に基づき当該銘文を論じるものは少ない。

当該銘文の文学的研究は、神田喜一郎氏「宇治橋碑銘攷釈」（『書苑』第二卷第五号、一九三八年五月）がその嚆矢と認められる。当該銘文の典拠の分析に終止する論ではあるものの、その指摘には従うべき点も多い。

また時期を大きく離れず発表された、藪田嘉一郎氏『日本上代金石叢考』（一九四九年、河原書店）に「宇治橋断碑」を総合的に考察した論考が取められる。当該銘文の校勘を踏まえた解釈が行われており、首肯できる面も多く、当時の学術的水準からいえば卓抜した論といえる。しかし、特定の表現にのみ焦点が当てられており、また論の重点が置かれるのは碑の造立年代や宇治橋の架橋者の確定である。

近年の論考としては、上代文献を読む会編『古京遺文注釈』（一九八九年、桜楓社）に収載される廣岡義隆氏による当該銘文の注釈が挙げられる。論文形式ではないものの、各資料を通じた校合作業や、各句の表現分析が簡約ながらも入念に行われており、文学研究の観点から当該銘文の分析を行ったものとしては現状最も精良なものである。ただし注釈書という性格上、語釈や出典分析を主目的としており、当該銘文自身の持つ表現性については付言程度に留められている。

以上の先論を踏まえれば、従来の当該銘文の注解的作業、典拠の分析は十全とはいえず、また韻文としての考究にはそれほど関心が置かれていないといえよう。当該銘文を上代韻文の一つと定義し、同時代文献、および漢籍等中国文献との比較を通じ、韻文としての表現性について考察する必要があるのではないだろうか。それに先立ち、本稿ではまず当該銘文の本文状況の分析と、当該銘文第一行の表現分析を行う。

## 二、銘文本文とその状況について

### （一）翻刻と校訂

現存する当該銘文の翻刻は次の通りである。

洩洩横流 其疾如箭 修 [修征人 停騎成市 欲赴重深 人馬亡命  
従古至今 莫知航葦]  
世有釋子 名曰道登 出 [自山尻 惠滿之家 大化二年 丙午之歳  
構立此橋 濟度人畜]

即因微善 爰發大願 結〔因此橋 成果彼岸 法界衆生 普同此願  
夢裏空中 導其苦縁〕（※〔 〕＝補字部分）

ただし、諸資料に引用される当該銘文は、文字列に異同のある部分が少なくない。例えば『帝王編年記』（巻九・孝徳天皇・大化二年）には、

洩々横流 其疾如箭 脩々征人 停騎成市 欲赴重深 人馬忘命  
從古至今 莫知航竿

世有釈子 名曰道登 出自山尻 慧満之家 大化二年 丙午之歳  
搆立此橋 濟度人畜

即曰微善 爰發大願 結曰此橋 成果彼岸 法界衆生 普同此願  
夢裏空中 導其昔縁（※傍点、異同部分）

とあり、字体の異なりも含め、現存する碑文との異同が少なくない。この点、前掲『古京遺文注釈』において『帝王編年記』以下の各文献所引文による詳細な校勘が行われているため、併せてご参照いただきたい。

本稿においては現存する当該銘文に基づいて行論するが、語義把握に際して特に校訂上の問題が生じる部分については、次章において注釈とともに考察する。

## （二）音韻について

当該銘文のような四言体の銘文は、日中双方の文献や伝世品にみえる。一例を示せば、

琴	之	在	音	盪	滌	邪	心
○	●	○	○	○	●	○	○
雖	有	正	性	其	感	亦	深
○	●	○	○	○	●	○	○
存	雅	却	鄭	浮	侈	是	禁
○	●	○	○	○	●	○	○
條	暢	和	正	衆	而	不	淫
○	●	○	○	○	○	○	○

（以上、下平声・侵韻）

（後漢・李尤「琴銘」、『藝文類聚』樂部四・琴）

のように、漢籍と正倉院宝物<sub>(2)</sub>の双方に記されるものがある。この音韻に着目すれば、平仄には絶句や律詩のような厳密な規則性は看取できないものの、偶数句末が押韻される特徴を持つことが理解できよう<sub>(3)</sub>。

ここで当該銘文の平仄及び韻字を示せば次の通りとなる。

洩洩横流 其疾如箭（去声・霰韻）／第一行

○ <u>修</u> ○ <u>修</u> ○ <u>征</u> ○ <u>人</u>	○ <u>停</u> ○ <u>騎</u> ○ <u>成</u> ○ <u>市</u>	(上声・止韻)
● <u>欲</u> ○ <u>赴</u> ○ <u>重</u> ○ <u>深</u>	○ <u>人</u> ○ <u>馬</u> ○ <u>亡</u> ○ <u>命</u>	(去声・敬韻)
○ <u>從</u> ○ <u>古</u> ○ <u>至</u> ○ <u>今</u>	○ <u>莫</u> ○ <u>知</u> ○ <u>航</u> ○ <u>葦</u>	(上声・尾韻)
○ <u>世</u> ○ <u>有</u> ○ <u>穉</u> ○ <u>子</u>	○ <u>名</u> ○ <u>曰</u> ○ <u>道</u> ○ <u>登</u>	(下平声・登韻) / 第二行
○ <u>出</u> ○ <u>自</u> ○ <u>山</u> ○ <u>尻</u>	○ <u>惠</u> ○ <u>滿</u> ○ <u>之</u> ○ <u>家</u>	(下平声・麻韻)
○ <u>大</u> ○ <u>化</u> ○ <u>二</u> ○ <u>年</u>	○ <u>丙</u> ○ <u>午</u> ○ <u>之</u> ○ <u>歲</u>	(去声・祭韻)
○ <u>構</u> ○ <u>立</u> ○ <u>此</u> ○ <u>橋</u>	○ <u>濟</u> ○ <u>度</u> ○ <u>人</u> ○ <u>畜</u>	(去声・宥韻)
○ <u>即</u> ○ <u>因</u> ○ <u>微</u> ○ <u>善</u>	○ <u>爰</u> ○ <u>發</u> ○ <u>大</u> ○ <u>願</u>	(去声・願韻) / 第三行
○ <u>結</u> ○ <u>因</u> ○ <u>此</u> ○ <u>橋</u>	○ <u>成</u> ○ <u>果</u> ○ <u>彼</u> ○ <u>岸</u>	(去声・翰韻)
○ <u>法</u> ○ <u>界</u> ○ <u>衆</u> ○ <u>生</u>	○ <u>普</u> ○ <u>同</u> ○ <u>此</u> ○ <u>願</u>	(去声・願韻)
○ <u>夢</u> ○ <u>裏</u> ○ <u>空</u> ○ <u>中</u>	○ <u>導</u> ○ <u>其</u> ○ <u>苦</u> ○ <u>緣</u>	(下平声・仙韻) (※ <u>二重傍線部</u> =原碑部分)

四言体の形式と、平仄の不規則性は中国の銘文類と合致しているものの、押韻は全くなされておらず、厳密には韻文といいがたい。魚住氏は「宇治橋断碑」を「本質的に中国の様式と結びつかない」と指摘するが、そうした中国の銘文に比しての異質さは、様式のみならず音韻の面からもうかがえる。ただし国内の銘文類に目を向ければ、正倉院宝物「鳥毛立女屏風」

(北倉四四)の銘には、

● <u>種</u> ○ <u>好</u> ○ <u>田</u> ○ <u>良</u>	○ <u>易</u> ○ <u>以</u> ○ <u>得</u> ○ <u>穀</u>	(入声・屋韻)
○ <u>君</u> ○ <u>賢</u> ○ <u>臣</u> ○ <u>忠</u>	○ <u>易</u> ○ <u>以</u> ○ <u>至</u> ○ <u>豊</u>	(上平声・東韻)
○ <u>諂</u> ○ <u>辞</u> ○ <u>之</u> ○ <u>語</u>	○ <u>多</u> ○ <u>悦</u> ○ <u>会</u> ○ <u>情</u>	(下平声・清韻)
○ <u>正</u> ○ <u>直</u> ○ <u>之</u> ○ <u>言</u>	○ <u>倒</u> ○ <u>心</u> ○ <u>逆</u> ○ <u>耳</u>	(上声・止韻)
○ <u>正</u> ○ <u>直</u> ○ <u>為</u> ○ <u>心</u>	○ <u>神</u> ○ <u>明</u> ○ <u>所</u> ○ <u>祐</u>	(去声・宥韻)
○ <u>禍</u> ○ <u>福</u> ○ <u>無</u> ○ <u>門</u>	○ <u>唯</u> ○ <u>人</u> ○ <u>所</u> ○ <u>召</u>	(去声・笑韻)
○ <u>父</u> ○ <u>母</u> ○ <u>不</u> ○ <u>愛</u>	○ <u>不</u> ○ <u>孝</u> ○ <u>之</u> ○ <u>子</u>	(上声・止韻)
○ <u>明</u> ○ <u>君</u> ○ <u>不</u> ○ <u>納</u>	○ <u>不</u> ○ <u>益</u> ○ <u>之</u> ○ <u>臣</u>	(上平声・真韻)
○ <u>清</u> ○ <u>貧</u> ○ <u>長</u> ○ <u>樂</u>	○ <u>濁</u> ○ <u>富</u> ○ <u>恒</u> ○ <u>憂</u>	(下平声・尤韻)
○ <u>孝</u> ○ <u>当</u> ○ <u>喝</u> ○ <u>力</u>	○ <u>忠</u> ○ <u>則</u> ○ <u>尽</u> ○ <u>命</u>	(去声・映韻)
○ <u>君</u> ○ <u>臣</u> ○ <u>不</u> ○ <u>信</u>	○ <u>国</u> ○ <u>政</u> ○ <u>不</u> ○ <u>安</u>	(上平声・寒韻)
○ <u>父</u> ○ <u>子</u> ○ <u>不</u> ○ <u>信</u>	○ <u>家</u> ○ <u>道</u> ○ <u>不</u> ○ <u>睦</u>	(入声・屋韻)

とあり、こちらも押韻規則が守られていない。「鳥毛立女屏風」は国産で

あることが指摘されており<sup>(4)</sup>、この銘文が日本人によって作文された可能性がある。同様に、当該銘文も音韻規則の不徹底からいえば、日本人によるものの可能性が高いだろう。

### 三、「宇治橋断碑」銘文 第一行各句注解

(一) 第一・二句：洸洸横流 其疾如<sub>レ</sub>箭

第一句の「洸洸」は諸氏が指摘するように、「新台は洒として、河水は洸洸たり」(『詩経』国風・邶風・新台)に初出する表現であり、『説文解字』の「洸」の項にも引用される。また、六朝以後には、

河流既に洸洸たり、河鳥復た関関たり。(梁・徐君蒨「見隣舟人投一物衆姫争之詩」、『藝文類聚』人部二・美婦人)

白溝洸洸とし、春流已に清し。(徐陵「報尹義尚書」、『徐孝穆集』三)の例がみえる。これらは「河流」「白溝」について「洸洸」と表現されており、特に前者の「河鳥復た関関たり」に類似する表現が、「関関たる雝鳩は、河の洲に在り」(『詩経』国風・周南・関雝)とあることから、『詩経』の表現を踏まえた例とみてよいだろう。当該銘文の「洸洸」が『詩経』か、あるいはそれに影響を受けた詩文のいずれに直接の典拠を持つのかは断定できないものの、『詩経』の表現と深い関わりを持ち、その表現性は『詩経』の「洸洸」と同じだと考えられる。

その語義としては、「洸洸、平地なり。」(『毛伝』)、「韓詩は混混に作る。音尾。盛の貌を云ふ」(陸徳明『音義』)などと解されているが、下の「横流」の表現からいっても、後者のように水量の豊かさや、水流の激しさを表現しているとみてよい。

続く「横流」は漢籍において、「洪水横流し、天下に氾濫す」(『孟子』滕文公上)や「横に流れ逆に折れ、転騰して激洌たり」(司馬長卿「上林賦」、『文選』賦丁・畋獵中)など、河水が氾濫する様子や、「双涕下り横流す」(『続列女伝』班婕妤)や「因て涕泣横流して曰く」(『後漢書』曹皇后紀)など涙がとめどなく溢れる様子の描写に用いられる。水が無秩序に溢れ流れることを示す語といえるが、当該銘文においては前者の川の氾濫

の描写とみてよいだろう。上代文献には「横流」の例はみえないが、類例として、「且河水横に逝れて、流末駛くあらず」（『仁徳紀』十一年四月）や「仙駕潢流を渡る」<sup>(5)</sup>（山田三方「七夕」、『懐風藻』五三）を挙げることができよう。

第二句の「其疾如<sub>レ</sub>箭」という表現は上代文献にその例はなく、国内では九世紀の「水色黄渥にして、駛流箭の如し」（『入唐求法巡礼行記』開成五年四月十一）と黄河を形容するものが初見かと思われる。時の流れを矢の飛ぶさまに譬喩する「年矢停まらず」（5・八六四書簡部）の表現がみえるものの、これは「年矢毎に催ほす」（『千字文』）に基づくと思われ、速度を示す第二句の表現とは異なる。

一方漢籍には、「火烈く風猛く、往く船は箭の如し」（『呉書』周瑜伝、裴松之注）や「此の事宜く速く、疾きこと箭の如くせしめよ」（『隋書』西突厥伝）など、動作の速さを「如<sub>レ</sub>箭」と譬喩するものがみえる。こうした表現には「水激つ龍門は急きこと箭の如し」（駱賓王「疇昔篇」、『全唐詩』）と川の流れについていうものもあり、第二句「其疾如<sub>レ</sub>箭」はそうした詩文の表現を襲った可能性が高い。

第一・二句は、『詩経』の詩句をはじめとした漢籍における河川の表現を利用し、宇治川の流れの激しさを、暴流して描写するのである。こうした宇治川の描写は和歌にも、

宇治川の 水沫さかまき 行く水の 事反らずそ 思ひそめてし  
 (11・二四三〇)

もののふの 八十宇治川の 早き瀬に 立ち得ぬ恋も 我はするか  
 も (11・二七一四、異伝略)

の例があり、上代において宇治川が急流と認識されていたことと発想を同じくするのだろう。

(二) 第三・四句：修修征人 停<sub>レ</sub>騎成<sub>レ</sub>市

行論の都合上、まず第三句下二字の「征人」の考察から行おう。この語は先論に「たびびと」（前掲藪田論文）や「行客旅人」（前掲小島解説文）などと解される。

漢籍の「征人」の例には、

樽酒もて征人を送り、踟躕して親宴に在り。

(江文通「雜体詩三十首 李都尉從軍陵」、『文選』詩庚・雜擬下)

の例がみえる。この「李都尉從軍陵」は、

手を携へて河梁に上る、遊子暮に何か之く。

蹊路の側を徘徊して、悵悵として辞するを得ず。

行人久しく留まり難し、各々長く相思ふを言ふ。

安にぞ日月に非ざるを知らむや、弦望自ら時有り。

努力して明德を崇くせよ、皓首以て期と為さむ。

(李少卿「与蘇武詩三首」第三首、『文選』詩己・雜詩上)

を模したことが指摘されており<sup>(6)</sup>、ここでの「征人」は蘇武を指している。さらに「与蘇武詩」第三首において蘇武は、旅行く人の意の「遊子」、「行人」と表現されており、「征人」はこれらと類義であると考えてよいだろう。ただし、

獵狁の亮に未だ夷がざるときは、征人豈徒に旋らむや。

(陸士衡「樂府十七首 飲馬長城窟行」、『文選』詩戊・樂府下)

の例がみえることから、「征人」は遠方へ從軍する立場にあることが明らかである。漢籍において、「遊子」や「行人」は広く旅行く人を指し、「征人」はその中に含まれつつも特に出征という軍事上の目的に焦点が当てられた、より狭い範囲を指す語と考えられよう。

一方、上代文献における「征人」も、

凡そ囚及び征人、防人、衛士、仕丁、流移の人逃亡せむ、及び寇賊に入れらむとせば、随近の官司に経れて申牒せよ。

(「捕亡令」囚及征人条)

正六位上大真山継は、武蔵の国多磨の郡小河の郷の人なり。～山継征

人と為り、賊地に毛人を打ちに遣さる。(『日本靈異記』下・第七縁)

とあり、遠方に出征させられる從軍者をあらわしている<sup>(7)</sup>。また、単に

目的を問わず旅人を表す場合は、「所以に行人この石を敬ひ拝む」(5・八

一三序)や、「凡そ行人関津を出入せば、皆人の到らむを以て先後と為よ。」

(「関市令」行人出入条)など、「行人」の語が用いられており、



凡そ征討する所有らむ、行人を計ふるに、三千以上に満ちなば、兵馬の発たむ日に、侍従を使に充てて、宣勅慰勞して発て遣れ。

(「軍防令」有所征討条)

の「行人」の例は、「征人」の意味を内包している。これら上代文献における「征人」の用法は漢籍と一致していることが理解できよう。

第三句の「征人」は、これまで旅人と解されており、それは決して語義に反する理解ではない。しかし、その旅人は出征に赴くことを目的とした「征人」であり、「遊子」、「行人」といった単なる旅人とは性質を異にする。当該銘文において、「征人」の語によって形成される文脈がいかなるものなのかについて、注意を払う必要があるだろう。

漢籍において「征人」は、

依に征人と行子と、必ず臉に承ぎて衣を霑す。

(梁・簡文帝「秋興賦」、『藝文類聚』歳時上・秋)

のように、主としてその別れが詠われる。また樂府詩類にも少なくない用例がみえるが、それらはおおむね出征者への哀傷を詠う題の下に詠み込まれる<sup>(8)</sup>。

これらの表現形式に着目すれば、

征人耳を塞ぎ馬行かず、未だ隴頭に到らず水声を聞かず。

(王建「隴頭水」、『樂府詩集』横吹曲辞一・漢横吹曲一)

征人馬を牽き門を出で立つ。

(李廓「鷄鳴曲」、『樂府詩集』雜歌謠辞一・歌辞一)

など、馬を伴って詠まれるものがあり、騎馬や牽馬の姿で想起されるものであったことがうかがえる。

出征者を題材とした樂府題に「飲馬長城窟行」があるが、そこにも「征人金鼓を伐つ」(魏・文帝「飲馬長城窟行」、『藝文類聚』樂部一・論樂)と、「征人」の表現をみることができる。この樂府題は古くは後漢・蔡邕の詩にみえるが、「古樂府三首 飲馬長城窟行」(『文選』詩戊・樂府上)の李善注に、「征戍の客、長城に至りてその馬を飲ませしむを言ふ」と題の由来が示される。つまり、題の「飲馬」は、馬を休息せしめる必要があるほど遠く離れた地へやって来たことを象徴的に表すのである。

実際に「征人」の旅が馬を連れてのことであったかは不明だが、「飲馬長城窟行」にあるような、派兵に際しては馬を随伴するイメージが「征人」の語にも内包されているとおぼしい。当該銘文が以下に「停<sub>レ</sub>騎」と続くのも、そうした語の性質を反映しているといえよう。

また、西域との戦略要地である隴西（現在の甘肅省）への派兵を題材とし、兵士の辛苦と望郷の心情を詠む<sup>(9)</sup>「隴西行」や「隴頭吟」などの楽府題も存在する。ここにも「寧にぞ征人の独り佇立するを知らむや」（梁・簡文帝「隴西行」、『藝文類聚』楽部一・論楽）など、「征人」の例がみえる。こうした楽府題においては、前掲の王建「隴頭水」をはじめ、

悲を衞み隴頭に別れ、関路漫として悠悠たり。故郷の遠き近きを迷ひ、  
征人の去る留まるを分かつ。

（梁・元帝「隴頭水歌」、『藝文類聚』楽部二・楽府）  
など、「征人」の別離が隴西の川（隴水）において行われていることが詠われる。また隴西ではないが、

濡足して征人を送り、褰裳して水路に臨む。

（齊・虞羲「送友人上湘詩」、『藝文類聚』人部十三・別上）  
と、「征人」との別れが川辺にて行われることを表現するものがある。

旅行く人との別れは、「彼を陟む南山の隅、子を送る淇水の陽」（漢・李陵「贈蘇武別詩」、『藝文類聚』人部十三・別上）のように、山や川で交わされることが詠われる。山や川は旅人にとって踏み越えるべき障害であり境界であったことが指摘されており<sup>(10)</sup>、別れはそうした異土との境界にで交わされたのだろう。つまり「征人」は越境を経て過客となるのである。

上代における宇治川は、和田萃氏「日本の橋」（森浩一氏・門脇禎二氏編『旅の古代史 道・橋・関をめぐって』一九九九年、大巧社）に、「近江と大和の明日香古京とを結ぶ道筋の要衝」であったことが指摘されている。架橋以降にも、

亦菟道の守橋者に命せて、皇大弟の宮の舎人の、私糧運ぶ事を遮へしむ。（「天武紀」元年五月）

と、「守橋者」が置かれており、交通の要所として認識されていたことは疑いようがないだろう。また、古代人が大川を境界とみなし、橋が異境同士を結ぶものと考えていたであろうことも指摘されている<sup>(11)</sup>。つまり、

宇治川も超え進むべき異境への界線としてとらえられていた可能性が高い。『万葉集』の道行の歌には、

～あをによし 奈良山越えて 山背の 管木の原 ちはやぶる 宇治の渡り 岡屋の 阿後尼の原を～ (13・三二三六)

～あをによし 奈良山過ぎて もののふの 宇治川渡り 娘子らに 逢坂山に～ (13・三二三七)

という大和から畿外の近江への経路上の各地を列ねたものがあるが、そこで「宇治の渡り」や「宇治川渡り」と詠まれることは、その道程において肝要な地であったことを表しているだろう。当該銘文における上代日本の「征人」にとって、宇治川は隴水などに相当するような越え行くべき地点であり、かつ遠地への旅の象徴であったと考えられるのである。

第三句の「征人」は楽府詩の例などからうかがえるように、ただ旅行く人を指すのではなく、遠征を目的としており、馬を伴い他郷へと越境するものとしてのイメージを内包していることを明らかにしてきた。当該銘文においては第一句に「浼浼横流」の川の描写があり、そして「停<sub>レ</sub>騎成<sub>レ</sub>市」と「征人」が馬を伴っていることが詠まれる。「征人」の内包するイメージに合致した句により構成されており、「征人」の語が選択的に使用されている蓋然性は決して低くあるまい。

なお、神田氏はこの第三句が「駢駢たる征夫よ、毎に懐ふも及ぶ靡し」(『詩経』小雅・鹿鳴之什・皇皇者華)に基づいており、上の「修修」は人が数多行き交う意<sup>(12)</sup>の「駢駢」の誤刻であったと推測する。しかし、この句は「衆の行夫、既に君命を受け速行に当たる」(『鄭箋』)と解されており、また「皇皇者華」自体が「君の臣を遣しむなり。之を送るに礼楽を以てす。遠に光華有るを言ふなり」(『毛詩正義』)との意図を持つ詩であることから、この「征夫」は王命を受けた使者と考えるべきである。

したがって、当該銘文の「征人」と、「皇皇者華」の「征夫」は、双方ともに旅人という範疇に収まる語ではあるものの、その旅の目的は異なる。また、当該銘文で「征人」を軸とした表現が展開されていることから、『詩経』の「駢駢たる征夫」に基づく誤刻とは理解できまい。

さて、その第三句の上二字は現状の碑文では「修修」とされているが、一字目の原碑部分は下半分が破断しており、判読が難しい。原碑の刻字に

「修」の八画目に相当する、左上からの起筆らしきものが残されているが、字体の問題（後述）からただちに「修」と認識することはできない。『帝王編年紀』などの所引文には「脩脩」とあり、また前掲廣岡注釈はこの二字を「攸攸」と認定しており、「修修」、「脩脩」、「攸攸」の三説が存するのである。

まず「修修」と「脩脩」の二説について検討する。「修」・「脩」の字義はそれぞれ『説文解字』に、「修、飾也。從レ彡、攸声」、「脩、脯也。從レ肉、攸声」とあり、別字である。また、ともに下平声、尤・脩韻の同音字である。しかし、例えば木簡では、

修理蓋瓦倉二間(平城宮 6-10854(木研 14-13 頁-(106)・城 26-18 上(263))

以前等物脩理已訖宜

(木研 3-11 頁-1(5)(城 14-9 上(28)・日本古代木簡選)

のように、「修」と「脩」が通用される例がみえ、中国の歴史資料にも、

夫人乃四徳孔修(「隋羊本暨妻周氏誌」、大業十二年)

四徳孔脩(「北魏司馬景和妻孟敬訓墓誌銘」、北魏延昌三年)

とあり、二字の通用があったことがうかがえる。

漢籍において「修修」は、

辺地悲風多し、樹木何ぞ修修たる。

(甄皇后「樂府塘上行一首」、『玉台新詠』卷二)

の例がみえるが、同詩は他資料にも、

辺地悲風多し、樹木何ぞ脩脩たる。

(「塘上行五解・本辞」、『樂府詩集』相和歌辞十・清調曲三)

辺地悲風多し、樹木何ぞ蕭蕭たる。(「蒲生・塘上行」、『宋書』樂志三)の重出があり、本文の異同が存する。前者『樂府詩集』の例の用字から、「修修」と「脩脩」が通用されていると考えてよいだろう。また、『宋書』の「蕭蕭」は、「風颯颯として木蕭蕭たり」(『楚辞』九歌・山鬼)とあるように、木々が風に吹かれさやぐ様子を表現した擬音語であり<sup>(13)</sup>、「修修」と「脩脩」も同義で用いられる<sup>(14)</sup>。当該銘文本文を「修修」・「脩脩」のいずれに認定しても語義に差異はなく、本節でも両例は同義として扱う。

さて、当該銘文の「修修」は、前掲藪田論文が「修は長いということ。

たび人がながながと続いて往来する状態」と指摘して以来、諸氏それに従い、「長々と続く」（前掲小島解説文）や「整然と長く続くさま」（前掲廣岡注釈）との理解を示している。一方、「実は甚だ解し難い」（前掲神田論文）との指摘もあるため、先論を踏まえ、当該銘文の「修修」の解釈について改めて考える。

「修修（脩脩）」は、上代文献には、

賛に曰はく、修々<sup>(15)</sup>たり神の氏、幼き年より学を好み、忠にして仁有り。（『日本霊異記』上・第二十五縁）

の一例がある。この「修々」は「神の氏」（＝大神氏）を形容するものだが、「すぐれたものだ」（『大系』）と「長く続けている」（『全集』）との二通りの解釈が示されている。前者『大系』の理解は、『荀子』儒效篇に「脩脩として其れ統類を用ひて之れ行はる」とあり、楊倞注が「脩脩、整齐の貌」と解する故であろう。「修修（脩脩）」整然として立派なことを指し、「所謂脩脩たる稊子、眇眇たる禪棲の者なり」（『従征記』、『水経注』淄水）のように人柄についても用いられる。また、

沙汀暮に寂寂とし、芦岸夕に脩脩とす。

（梁・何遜「還度五洲詩」、『藝文類聚』人部十一・行旅）

煌煌たる閑夜の燈、脩脩たる樹間の亮。

（晋・習鑿齒「詩」、『藝文類聚』火部・燈）

など同様に美景を表現する形状言としての用例をみることができる。

一方、長く続くさまを表現する「修修（脩脩）」の例は、盛唐に至れば、「野竹独り修修とす」（杜甫「破船」、『全唐詩』）、「碧垂の竹修修とす」（白居易「府西池北新葺水齋、即事招賓、偶題十六韻」、『全唐詩』四五一）などの例があり、また平安前期の日本においてもそれらの表現を受けたと思しき、「脩脩と碧鮮を翫す」（『菅家文草』五・竹）の例をみることができる。しかしそれ以前の文献には、日中ともにそうした表現がみえない。「脩、杼・長なり」（『孔叢子』小爾雅・広言）との記述があり、六朝以前には「修修（脩脩）」を長く続くと解する素地があった可能性は指摘できるものの、初唐までの漢籍における「修修（脩脩）」には、前述した擬音語としての意味以外には、整然として美しいさまを表す用法しかないといってよいだ

ろう。こうした例を踏まえれば、前掲した『日本霊異記』の例も、氏族の血脈の見事さを表すと理解でき<sup>(16)</sup>、当該銘文第三句は「征人」の立派さを形容することとなる。

次に「攸攸」について考察する。前掲廣岡注釈は「修」と「攸」の字体の類似を挙げ、刻字自体を「悠悠」の省文として「攸攸」と認定すべきだとしており、その場合「ゆったりとした様を示すもので、『洸洸横流』に対応する表現」と解釈できることを述べる。

「攸」の字義は「行水也」（『説文解字』）、「所也」（『爾雅』釈言）とあり、「修」・「脩」とは別字である。また、下平声、尤・猷韻のため、下平声、尤・脩韻である「修」・「脩」とは音韻上での共通点を持つ。

「攸攸」の語は上代文献にはみえないが、漢籍には「攸攸たる外寓」（『漢書』叙伝）の例があり、「攸攸、遠の貌」（顔師古注）と、遙か遠くの意に解されていた。また、「攸攸、気行の貌、寛緩なり」（『史記正義』趙世家）とあることから、廣岡氏の指摘する「ゆったりとした」の意も持つことがうかがえる。これらの例を踏まえ、当該銘文の文字列を「攸攸」と仮定すれば、「征人」が遙か遠くにいる様子、あるいはその動作の緩徐さを表現していると考えられる。

さて、当該銘文の刻字に着目すれば、字形は「修」と判読し得るものの、中国の碑文類に類似した字形の「攸」があることは廣岡氏が指摘する通りである。両者は実質的に判別が不可能であり、文字列の把握が文脈判断に依る部分も大きい。そのため、碑文における字体の問題も考慮すべきだろう。

中国墓誌には「攸攸たる霜旆、肅肅たる寒帷」（「北魏王悦及妻郭氏墓誌」、北魏永熙二年）の「攸攸」の例がみえるが、類似表現を持つ銘に「蕭蕭たる轅馬、悠悠たる旆旌」（「隋楊肅誌」開皇十一年）がある。これらは「蕭蕭として馬鳴き、悠悠たる旆旌」（『詩経』小雅・彤弓之什・車攻）を踏まえた表現と思われ、廣岡氏の指摘通り「攸攸」が「悠悠」の省文であるか、あるいは両者が通用関係にあることは間違いない。ここでの「攸攸」は旆がゆったりとはためく様子を形容している。

また墓誌における「攸攸」の例には、「長夜攸攸たり」（「隋郭達暨妻侯

氏誌」、大業八年)や、「永夜攸攸たり」(「唐王禕墓誌」、唐顯慶五年)など、夜を「攸攸」と表現するものも挙げられる。「長夜晞くること莫し」(「北魏王悦及妻郭氏墓誌」、北魏永熙二年)や「長夜旦くること無し」(晋・潘岳「京陵女公子王氏哀辞」、『藝文類聚』哀傷)といった表現のある他、「長夜緬にして終り難し」(齊・隨郡王蕭子隆「經劉暉墓下詩」、『藝文類聚』礼部下・冢墓)などの例のあることから、夜が長く明け難いことを、「攸攸」を以て時間的な懸隔を提示することにより表現しているのだろう。同様の表現として「即ち永夜は之れ悠悠たり」(晋・王珣「孝武帝哀策」、『藝文類聚』帝王部三・晋孝武帝)がみえることから、この「攸攸」も「悠悠」の省文、ないし通用とみられる。

文学資料を基に「攸攸」の語義を分析すれば、遙か遠くの、あるいはゆったりとした、の意を見出せることは先に述べたが、碑文の例を含めれば、「攸攸」の表現の眼目は、時間的、あるいは空間的な隔たりの提示にあることが理解できるのである。

さて、こうした「長夜攸攸たり」や「永夜攸攸たり」の類例である時間的な隔たりを示す「攸攸」の例には、「攸攸たる大夜」<sup>(17)</sup>(「北魏元璠墓誌」、北魏正光五年)<sup>【図1】</sup>を挙げることができる。しかし、この「攸」は極めて「修」に近い字体となっており、この文字列を「修修」と認定することも可能であろう。

一方、「修修」には「修修たる泉路」<sup>(18)</sup>(「西魏辛萇墓誌」、西魏大統元年)<sup>【図2】</sup>の例がみえる。これは「泉路幽深たり」(「周楊勇妻蕭妙瑜誌」、大業三年)、「泉路遙遙たり」(「隋王褒暨妻蕭氏誌」、大業十一年)などとあることから、黄泉路が遙か遠くまで長く続くことを「修修」と表している。前述した盛唐での用法と一致するのである。しかし、その字形は「北魏元璠墓誌」とほぼ同じであり、空間的な隔たりを示す「攸攸」であると認定することもできる。



また「攸攸たる路賓、涙垂れざる靡し」（「北魏元恩墓誌」、北魏永安二年）【図3】は葬儀の参列者が長く続くことを詠っており、空間的隔たりを示す「攸攸」の例といえる。しかし字体は「修」に近く、長く続く意の「修修」とも認定され得る。

盛唐以前の文献から看取できるのは、

「修修」＝「脩脩」…整然とした様子、またその美しさ

「攸攸」＝「悠悠」…空間的・時間的な隔たり、ゆったりとした様子という通用と語義の区分の存在であった。しかし碑文の例を検すれば、「修修」と「攸攸」には字形からの文字認定が不可能であり、かつ文脈判断に依ってもその判断が難しく、必ずしもこうした語義の区分に従っているといえない例があった。つまり、六朝から初唐にかけて「修修」と「攸攸」の両者が混同されつつあった可能性がある。事実、唐代には、

修修たる隴燧、寂寂たる封疆。（「大唐河東張府君墓誌銘」、麟徳二年）  
攸攸たる口隧、寂寂たる封疆。

（「大唐故游撃將軍檢校號州永豊鎮封上柱国張君墓誌銘」、神龍二年）のほぼ同文である二つの銘文において、烽火、もしくは隧道が長く続くことを「修修」・「攸攸」と通用する例がある。

「攸攸」・「悠悠」に「修修（脩脩）」のように美しいことを表す例がないことを考慮すれば、「修修（脩脩）」に、それとは字体上の判別が付きがたく、かつ音声上の共通点もある「攸攸」が混同され、空間的隔たりを示す表現性が取り込まれたのではないだろうか。盛唐に至って「修修（脩脩）」が長く美しいことを指し示す例のあることから、「修修（脩脩）」が元来持っていた整然とした様子と、長く続く意が結びついたものとも考えられる。

当該銘文の本文としては、残存する原碑の字形が、「藤原惠美朝臣朝獺修造也」（「多賀城碑」）【図4】や平城宮木簡（19）【図5】に認められること、「攸」の別字体が国内にはみえないことから、「修」として認めてよいだろう。しかし、その「修修」を「征人」の威儀の形容ととらえるのは文

【図4】



【図5】



【参考】

「宇治橋断碑」銘





脈上不自然であることが否めない。

当該銘文の構成に着目した場合、第一・二句では、宇治川の流れの激しさを比喩表現を用いて動的に捉える一方、当該句に続く第四句（後述）では、これら「征人」が宇治川に阻まれ足を止められていることが記される。また構成的にも、第一・二句で動を、第三・四句では静を対比的に表していると考えられる。

したがって、当該銘文における「修修」は、中国碑文において混同されていた、「攸攸」の持つ空間的隔たりを示す表現性を取り込み成立した「修修」として、長い距離を旅してきたという道程に対しての表現や、長い列を作っているという「征人」たちの様相が描写されていると考えたほうが穏当ではないだろうか。

第四句の「停<sub>レ</sub>騎」は盛唐の詩に、

杖を策き故人を尋ね、鞭を解きて暫し騎を停む

（孟浩然「尋香山湛上人」、『全唐詩』）

の例がみえ、また、

明年、温湯に幸し、其の塔の前を過り、また騎を駐め徘徊す。

（『旧唐書』一行伝）

との類似表現をみることができる。「騎、跨<sub>レ</sub>馬也」（『説文解字』）とあることから、乗馬の足を止めることを指すとみてよい。

上代文献には「停<sub>レ</sub>騎」の表現はみえないものの、「長屋王、馬を奈良山に駐めて作る歌二首」（3・三〇〇題詞）や、

さ檜隈 檜隈川に 馬留め〔駐馬〕 馬に水かへ 我よそに見む

（12・三〇九七）

渋谿を さして我が行く この浜に 月夜飽きてむ 馬しまし留め

〔馬之末時停息〕（19・四二〇六）

の類例をみることができる。当該銘文においては第三句の「征人」の騎馬を指すといえよう。

それに続く「成<sub>レ</sub>市」は上代文献に、

男も女も老ひたるも少きも、或は道路に駱駝り、或は海中を洲に沿ひ、

日に集ひ市を成し、繽紛ひて燕樂す。（「出雲国風土記」意宇郡条）

の例があり、漢籍にも、「康梁沈湎、宮中に市を成す」（『淮南子』要略）とあることから、人々が群れなすことの譬喩表現となっている。また、その対象は人に限らず、「江河流を横にし、魚鼈市を成す」（『焦氏易林』無妄之）と、人外の生物にも及ぶ。

第三・四句は、本来であれば川を越えて異郷に旅立ってゆくはずの「征人」であるのに、宇治川を越えられずに足止めされている者が数多であることを表現しているのである。

(三) 第五・六句：欲<sub>レ</sub>赴<sub>二</sub>重深<sub>一</sub> 人馬亡<sub>レ</sub>命

第五句の「重深」は宇治川の深い部分を指すとの説で各論一致しているが、重大な任務と解する説<sub>(20)</sub>もある。「欲<sub>レ</sub>赴」の例に、

凡そ外官、任し訖りなば、装束の仮給へ。～其れ仮の内に任に赴かむと欲はば聴せ。（「仮寧令」外官任訖条）

とある点、そうした理解も可能かもしれないが、管見の限り上代文献にも漢籍にも「重深」を重要な任務の意に用いた例はなく、従いがたい。漢籍に「重深」は、

水重深にして魚悦び、林循茂にして鳥喜ぶ。

（魏・陳王曹植「離思之賦」、『藝文類聚』人部五・友悌）

対ひし渌水は素波にして、背きし玄澗は重深なり。

（魏・陳王曹植「九華扇賦」、『藝文類聚』服飾部上・扇）

願はくは流波に因りて重深を超えむ、終然致す莫くして永吟を増す。

（張孟陽「擬四愁詩」、『文選』詩庚・雜擬上）

などの例をみることができると、水の深い部分、つまり宇治川の深淵を指すと考えてよいだろう。

第六句の「人馬」は上代文献に、

防人、戍に赴く時は、専使を差す。是に由りて、馭使繁多にして、人馬並に疲る。遁送して発すべし。（『続日本紀』和銅六年十月二八日）  
惣て是れ山野の形勢險阻なれども、人馬の往還、大きなる艱難無し。

（『続日本紀』天平九年四月十四日）

などとあり、漢籍には「三軍數百里を行かば、人馬疲倦して休止す」（『六韜』虎韜・火戰）の表現があることから、ただ人と馬とを表しているだけでなく、旅行く人をその移動手段を以って具象的に表しているとみてよい。当該銘文においては「騎」を伴った「征人」を指すとも思われるが、第八句の「航葦」との対応（この点、後述）を考慮すれば、単に渡河の方法の提示と解するのが穏当であろう。

続く「亡<sub>レ</sub>命」<sup>(21)</sup>は、漢籍においては、

張耳は、大梁の人なり。其の少き時、魏の公子毋忌に及びて客為り。

張耳嘗て亡<sub>レ</sub>命し外黄に遊ぶ。（『史記』張耳列伝）

と、他国などに奔逸することを示している。同じく上代文献にも、「蓋しこれ山沢に亡<sub>レ</sub>命する民ならむか」（5・八〇〇序）の例がみえる。しかしこの例の通りに解すれば、宇治川を越えようとすれば人も馬も浮浪する、と不自然な理解となる。

上代文献における「亡<sub>レ</sub>命」の例には、「命亡<sub>レ</sub>せむことを畏りずして、報いむが故に来つ」（『欽明紀』六年十一月）と命を失う意で用いられるものが一例のみある。当該銘文の「亡<sub>レ</sub>命」も、「欽明紀」と同じ用法<sup>(22)</sup>と考えるべきではないだろうか。

渡河の方法として宇治橋のような橋を用いたことは上代の諸資料に多くみえるが、橋以外にも馬によって川を越えたことが、

千鳥鳴く 佐保の川門の 清き瀬を 馬打ち渡し いくつか通はむ  
(4・七一五)

武庫川の 水脈を早みと 赤駒の 足掻く激ちに 濡れにけるかも  
(7・一一四一)

などの例からうかがえる。特に、

佐保川の 小石踏み渡り ぬばたまの 黒馬の来る夜は 年にもあらぬか (4・五二五)

の「小石踏み渡り」からは、それが騎馬の遊泳ではなく行歩によって行われることが明らかである。佐保川の水量がある程度豊富であったことが指摘されるが<sup>(23)</sup>、それでもなお渡渉が可能な浅川であったのだろう。一方、宇治川は第一句に急瀬であったことが表現されていた。それを踏まえた第六句は、浅く緩やかな川であれば馬によって越えられようものの、深く急

であるがゆえに流れに抗えず、命を落とすことを指すのだらう。

なお、川での溺死があったことは、

復、百姓の河に溺死ぬるに逢へる者有り。乃ち謂りて曰く、「何の故か我を溺れたる人に遇はしむる」といひ、因りて溺れたる者の友伴を留めて、強に祓除せしむ。是に由りて、兄河に溺死ぬと雖も、其の弟救はざる者衆し。（「孝徳紀」大化二年三月）

をはじめ、上代文献にも漢籍にも度々その記述がみえるが、それは馬による渡河に際しても起こり得たらしい。例えば『宋書』索虜伝には、遠征軍が敵襲により潰走した際、澗水という川において「人馬悉く水を走り渡を争ひ」、参軍であった臧肇之が「水に溺れ死」した記事がみえる。

宇治川で当時そうした事故があったかは上代の記録にはなく、事実を反映した表現であるかは不明であるものの、宇治川が容易に渡れぬことを強調する表現といえよう。

（四）第七・八句：從<sub>レ</sub>古至<sub>レ</sub>今 莫<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>航葦<sub>一</sub>

第七句「從<sub>レ</sub>古至<sub>レ</sub>今」は、「自<sub>レ</sub>古至<sub>レ</sub>今」（『史記』三王世家）や「從<sub>レ</sub>古來<sub>レ</sub>今」（16・三七八六序）と同じく、昔から現在までそうした状況—ここでは第八句「莫<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>航葦<sub>一</sub>」の状態が継続していることを表している。

第八句後半の二字は、現状の刻字は「航葦」であるが、前掲藪田論文は「杭葦」に校訂すべきとし、また、『帝王編年紀』採録の本文は「航竿」に作る。

現状の刻字「航葦」は、盛唐に、

他時相ひ憶ふ双ぶ航葦、問はずや呉江の深不深。（独孤及「将還越留別予章諸公」、『全唐詩』）

の例がみえる。それ以前には、

誰か云はむ江水広く、一葦以て航るべし。

（魏・文帝「至広陵於馬上作詩」、『藝文類聚』武部・戦伐）  
道攸長にして路阻なり、河広瀼にして梁無し。企予して往かむと欲へども、一葦の之を航るべきに非ず。

（魏・陳琳「止欲賦」、『藝文類聚』人部二・美婦人）  
などの類例があり、これらの表現はいずれも、「誰か謂はむ河は広しと、

一葦もて杭らむ（『詩経』国風・衛風・河広）に基づくことは疑いない。

藪田氏は当該銘文第一句の「浼浼」が『詩経』に出典を持つことから、この第八句も『詩経』出典とみなし、文字列を「杭葦」に改めるべきとしている。この「一葦もて杭らむ」は、

一葦と言ふは、一束を謂ふなり。これ水上に浮くを以て渡るべし。桴楫の若くして、然るに一根の葦に非ずなり。（『正義』）

と注されるように、浮かぶ葦のような小舟でもって川を渡ることを表している。また、「舟杭も一日に済る能はざるなり」（『淮南子』人間訓）など、航行の意を「杭」で表す例が少なからずみえることから、当該銘文が藪田氏の指摘通り『詩経』に基づくのであれば「杭葦」に改めるべきとの指摘も妥当であろう。

ただし、「杭葦」の使用例は上代文献にも唐代以前の漢籍にもみえない。また、『詩経』の該当部分が『藝文類聚』（草部下・荻）には「一葦もて航らむ」と引用され、本文異同があった可能性も指摘でき、前掲した『詩経』に典拠を持つ詩においても、「杭」ではなく「航」と表現されることには注意せねばならないだろう。

「杭」と「航」は、

横舟の杭るに横瀾を以てし、湘流を済りて南へ極る。

（『楚辞』九歎・離世）

横舟航りて湘を済り、聊かに嗽きて儻慌するのみ。

（『楚辞』九歎・遠逝）

の「杭」と「航」が同様の意味で用いられていることから、通用されていたことがうかがえる。つまり、当該銘文の本文を「航葦」、「杭葦」のいずれに認定しても、小舟の意には変わらないことが理解できる。

当該銘文の第八句が、第一句と同様に『詩経』に淵源を持つ表現であることは明らかではある。しかし、その直接の典拠が『詩経』であるか、あるいはそれに影響を受けた詩文によるのかは判断しがたい。したがって、藪田氏の指摘する典拠や影響関係に依拠した本文校訂は難しいだろう。

ここで上代文献に目を向ければ、「海を航りて来朝す」（『続日本紀』宝龜八年二月二十日）など、航行することを「航」と表現するものはあるも

の、「杭」と表現する例はない。こうした通用が上代日本では受容されていなかった可能性があり、当該銘文も本文を「航葦」と認めてよいのではないだろうか。後世の例ではあるものの、「一葦之之を航るべきに非ず」（『日本後紀』卷七逸文（『類聚国史』一九三渤海）延暦十七年五月戊戌十九日）と、前掲した『詩経』の表現に基づいたものがあることもその傍証となるだろう。

なお、『帝王編年紀』の採る「航竿」は、上代文献と漢籍の双方にその例はみえない。和歌に、

～真木積む 泉の川の 速き瀬を 棹さし渡り〔竿刺渡〕～

（13・三二四〇）

の「さをさす」が三例みえることから、船棹の意に理解できるものの、漢籍において船棹は「桂櫂」（『楚辞』九歌・湘君）などと表現される。和習的表現とも考えられるが、「航葦」に比して本文を認定する根拠に欠けるといわざるを得ない。

以上の点から、第八句の本文は「莫<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>航葦<sub>一</sub>」と認定でき、その意味は渡りゆく小舟のあることを知らない、となるのである。

第七・八句は、これまで宇治川を渡ることのできる舟はなかったことを表していた。この表現は、第五・六句と対応しており、第五句「欲<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>重深<sub>一</sub>」による空間の提示と第七句「從<sub>レ</sub>古至<sub>レ</sub>今<sub>一</sub>」による時間の提示とが対応しており、第六句の「人馬亡<sub>レ</sub>命<sub>一</sub>」と、第八句「莫<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>航葦<sub>一</sub>」が渡河の手段を提示している。「鈎耆を涉り、居延を済る」（『漢書』霍去病伝）との記述に対し、「涉は人馬の涉度するを謂ふなり。済は舟船を以てすを謂ふ」（顔師古注）と注されるように、馬と船は渡河の主要な方法であつたらしい。つまり、いかなる手段を用いても宇治川を渡ることができなかったことを表現しているのである。

このような対句表現を用いることにより、第一行後半においては、宇治川を越える困難さを、その術がないほどであると強調して表現していると考えられる。

#### 四、むすび

以上、「宇治橋断碑」銘文の概観と、第一行の語釈及び考察を行ってき

た。本稿の考察を踏まえた第一行の読下文と口語訳は次の通りとなる。

【読下文】

洸洸たる横流は、其の疾きこと箭の如し。修修たる征人は、騎を停め市を成す。重深に赴かむと欲せば、人馬命を亡ふ。古よ従り今に至るまで、航葦を知ること莫し。

【口語訳】

(宇治川は) 滔々とした激流で、その速さは飛ぶ矢のようだ。長く連なっていく征人たちも、馬の足を止め市を成すように群がっている。川の深みに向かおうとすれば、人も馬も命を失う。昔から今までに、越えゆく小舟のあることも知らない。

当該銘文は原碑の損失による本文異同が発生しており、本文確定に諸説あるものの、それは典拠となる漢籍や、文字列自体の表現性を分析することによって確定させることができることを述べた。

本稿において考察の対象とした第一行は、典籍に基づく表現によって構成されていた。また押韻規則こそ存在しないものの、対句を利用することにより、宇治川の叙景、そしてそれを越えることの難しさを賦詠的に表現したものであった。そうした当該銘文の表現性を分析することにより、上代日本における頌徳文が持つ表現基盤の一端を看取することができるのではないだろうか。

【注】

- (1) 当該碑文では「道登」とあるが、『続日本紀』（文武四年三月十日）には「道照」と記されている。
- (2) 正倉院宝物「金銀平文琴」（北倉二六）にも同銘が記される。
- (3) ただし、韻字は平声に限らず、一定句ごとに換韻される場合もある。
- (4) 山崎一雄氏「樹下美人図（鳥毛立女屏風）」（正倉院事務所編『正倉院の絵画』一九六八年、日本経済新聞社）

- (5) 『漢書』司馬相如伝では、前掲「上林賦」の「横流逆折」を「潢流逆折」と作り、「横」と「潢」が通用されることがうかがえる。
- (6) 『新釈漢文大系 文選(詩篇) 下』(一九六四年、明治書院)
- (7) 「征行の軍に従う人」(『日本思想大系 律令』一九七六年、岩波書店)
- (8) 例えば『楽府詩集』に「征人」は三十九例を数えるが、うち三十例程度が「従軍行」や「苦哉遠征人」などの題に下に詠まれる。
- (9) 佐藤大志氏「梁陳の文学集団と楽府題」(『中国中世文学研究』三十二号、一九九七年七月)
- (10) 大立智砂子氏「『山川』『山水』と水意識」(『六朝学術学会報』第四集、二〇〇三年九月)
- (11) 「対談 橋と渡し」(森浩一氏・門脇禎二氏編『旅の古代史 道・橋・関をめぐって』一九九九年、大巧社)
- (12) 『毛伝』に、「駢駢、衆多の貌」とある。
- (13) ただし、「蕭」は下平声・蕭韻であり、「修」・「脩」と異音である。
- (14) 鈴木虎雄氏『玉台新詠集』(一九五三年、岩波文庫)は「羽の音。樹声にあてた」と注する。ただし本文は「脩脩(脩脩)」を採る。
- (15) 国立国会図書館本、群書類従本には「條神之」とある。
- (16) 無論そこに血脈の長さや永続性への賛美も含まれ得るものの、すなわち「修修(脩脩)」が長く続く意と解することはできまい。
- (17) 刻字の認定は『漢魏南北朝墓誌彙編』(一九九二年、天津古籍出版社)による。
- (18) 刻字の認定は『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』(二〇〇七年、線装書局)による。
- (19) 出典：平城宮 7-11397(木研 23-170 頁-(1)・城 9-4 下(5))
- (20) 『図説日本文化大系 第2巻 飛鳥時代』(一九五七年、小学館)の小島憲之氏による解説文に、そうした説の存在が示される。
- (21) 『帝王編年紀』は本文を「忘命」に作るが、上代文献に例がみえない。漢籍には、「故に死に出て命を忘る」(『後漢書』郎顛列伝)とあるが、これは死を恐れない態度を指す。「人馬」が死を恐れ



ずに深みに向かうとの理解になり、第七・八句の理解と齟齬が生じる。

(2 2) 「欽明紀」は $\alpha$ 群であり、この「亡命」が和習とは断言できない。

(2 3) 『国史大辞典』 (一九七九～九七年、吉川弘文館)

### 〔付記〕

本稿に掲載した図版について、中国墓誌類は浙江大学「中国歴代墓誌数拠庫」(<http://csid.zju.edu.cn/tomb>)より、木簡は奈良文化財研究所「木簡庫」(<http://mokkanko.nabunken.go.jp>)より、「宇治橋断碑」と「多賀城碑」の拓本は斎藤忠氏『古代朝鮮・日本金石文資料集成』(一九八三年、吉川弘文館)よりそれぞれ引用した。

### 〔謝辞〕

本研究は JSPS 科研費 JP18H05583 の助成を受けたものです。